

八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針(素案)に対する ご意見を募集します

八王子市では、幼児教育・保育に関する方向性を示し、すべての子どもが、将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすことのできる方針として、「乳幼児期の教育・保育に関する方針(素案)」をまとめました。つきましては、素案に対するご意見を募集します。

■募集期間 令和7年(2025年)2月17日(月)～令和7年(2025年)3月18日(火)

■記載事項 ① 件名(「乳幼児期の教育・保育に関する方針(素案)」について)

② 氏名

③ 住所

④ 勤務先または学校名(市外在住の方)

⑤ ご意見

※様式は自由です。

別紙の「意見書」や市ホームページに掲載している様式もご利用いただけます。

■提出方法 持 参 八王子市役所本庁舎4階子ども家庭部子どもの教育・保育推進課 または、
幼児教育・保育センター(教育センター1階)
郵 送 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 子どもの教育・保育推進課
FAX 042-621-2711
Eメール b470800@city.hachioji.tokyo.jp

■素案の詳しい内容 <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/999/007/p035005.html>

または、右の二次元コードから



■注意事項

寄せられたご意見については、意見の概要とそれに対する市の考え方を合わせて、ホームページ上で公表いたします。(公表する際は個人情報を除きます。)なお、ご意見への個別の回答はいたしません。

■問い合わせ先

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課(幼児教育・保育センター)

電話:042-673-3707 FAX:042-621-2711

電子メール:b470800@city.hachioji.tokyo.jp

乳幼児期の教育・保育に関する方針の概要について

「量」の適正化と「質」の向上

背景・現状

子どもを取り巻く環境は、少子化の進展や共働き世帯の増加、待機児童の偏在など、今後もますます変化していくことが見込まれており、将来の変化を見据えた乳幼児期の教育・保育施設の対応について、社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの答申を踏まえ方針を策定する。

- 就学前児童数(0～5歳)は、平成17年と比べ、20年間で31.3%減少(令和6年4月1日時点)
- 過去10年間(平成27年～令和6年)で、幼稚園利用児童数は43.4%減少し、保育園利用児童数は2%減少(令和6年4月1日時点)
- 市内の保育園等では、473人分の空き定員が生じている(令和6年4月1日時点)
- 待機児童数は、平成22年の496人をピークに、その後大きく減少し、現時点では15人(令和6年4月1日時点)
- 共働き世帯の増加等により、保育園等の申込率は国の想定の60%まで引き続き上昇する見込み
- 幼児教育・保育の質の向上のため、国や都の施策において非認知能力育成の重要性の高まり
- 巡回発達相談の申請件数増加から見られる支援ニーズの高まり

課題

「質」の課題

- 幼児教育・保育の質を保障する環境づくり
 - ・非認知能力の向上のため保育者の継続的な関わりの確保
- 「こどもまんなか」のデザイン思考
 - ・すべての子どもが将来に渡り幸せな状態(ウェルビーイング)の実現
- 幼児教育・保育センターの充実
 - ・研修のより一層の充実
 - ・巡回発達相談支援事業の充実
 - ・保・幼・小子育て連絡協議会の連携強化

「量」の課題

- 持続可能な幼児教育・保育体制の確保
 - ・集団としての幼児教育・保育への影響
 - ・定員割れによる施設の安定的・継続的な運営
 - ・地域ごとの特性に応じた支援
- 公立保育園の役割と再編
 - ・就学前児童数の減少による公立保育園での定員縮小

主な取組内容

「質」の向上を図る取組

「幼児教育・保育の質の向上」

○質の向上のための新たな取組

- ・東京都の「とうきょう すくわくプログラム」を活用した非認知能力の育成を支援
- ・「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」において定義した「幼児教育・保育の質」のさらなる向上

○幼児教育・保育センタースーパーバイザーの活用

- ・幼児教育・保育施設への助言・指導を行う幼児教育・保育アドバイザーの資質向上を図る。

○幼児教育・保育施設の多機能化の推進

- ・幼児教育・保育施設の空きスペースを活用した「こども誰でも通園制度」の実施
- ・一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など、多様な幼児教育・保育の取組を支援

○幼児教育・保育センターの充実

- ・幼児教育・保育の「質」の向上の総合的な推進体制のさらなる強化（障害児支援の強化、職員の資質向上に向けた取組の推進、保・幼・小連携の推進）

「量」の適正化に向けた取組

「持続可能な幼児教育・保育の体制確保」

○今後の施設整備方針

- ・就学前児童数の減少を踏まえ、公立施設の新設及び私立施設の新設に関する認可は行わず、既存施設の改築・修繕で対応

○認定こども園について

- ・今後の方向性については社会福祉審議会へ諮問（予定）

公立保育園の役割と再編

- ・「量」の適正化を図るため、公立保育園（直営園）10園を再編

